



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

September 2024



Building a better
working world

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- September 2024 -

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義 と計上基準～事例を踏まえて～

▶ はじめに

ビジネスにおいて、企業のブランド推進、ビジネス関係の構築、及び市場開拓のため、旅費、広告宣伝費及び交際費といった支出の発生は避けることができません。これらの費用は、会社の事業運営コストに直接影響するだけでなく、税務申告にも関連しています。

税務申告にあたっては、これらの支出の税務上の定義と適用範囲を理解し、認められた特定の条件を遵守する必要があります。

今回のJBS NEWSLETTERでは、企業が法令を遵守し税負担を最適化し、税務リスクの管理の有効性を向上させることができるよう、旅費、広告宣伝費及び交際費について、その定義、計上基準及び一部の事例を解説します。

台湾における営利事業所得税の申告実務にお役立てください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 交際費とその他費用に関連する事例
- ▶ 旅費、広告宣伝費及び交際費の基本事項
- ▶ 旅費の限度額の計算方法
- ▶ 交際費の限度額の計算方法
- ▶ 交際費と広告宣伝費の区分にかかる事例

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準

～事例を踏まえて～



税務当局による営利事業者の交際費にかかる注意喚起と事例

旅費、広告宣伝費、及び交際費については、その内容、計上範囲について、税務上問題となるケースが見受けられます。例えば、交際費に関して、2024年4月10日に、財政部高雄国税局より交際費に関してリリースされた事例及び注意喚起は、以下の通りです。

交際費とその他費用に関する事例

A社は、2021年度の営利事業所得税の申告において、「交際費」NTD100万元を計上していました。税務調査におけるA社の説明によると、業績向上のためにディーラーを旅行に招待した費用であり、旅行に招待したディーラーの明細も提供しました。しかし、当局による調査の結果、計上した費用の金額が特定のディーラーの取引額に比例していることが判明しました。これに対してA社は、業績の向上を奨励するため、ディーラーとの契約に基づき、年間売上高が一定基準以上に達した場合に7日間の旅行に招待する販促費用であったと説明しました。

これを受け当局は、所得税法第89条及び営利事業所得税審査基準第103条第2号第11目の規定に基づき、本件は、「交際費」の対象ではなく、「その他費用」として計上すべきもので、かつ、所轄徴税機関に申告し、ディーラーに源泉徴収票を発行しなければならないものと認定しました。

営利事業者が条件付きでディーラーまたはクライアントを招待する費用の注意喚起

営利事業者にて、ディーラーまたはクライアントを招待した費用が一定の業績達成を条件としたインセンティブや報酬の性質に該当する場合、交際費の対象ではなく、「その他費用」として計上する必要があります。

財政部高雄国税局によると、営利事業者が、契約に基づいて一定の販売数量または金額を達成したディーラーやクライアントに対して国内外の旅行に招待するために支払った費用は、規定に基づき、「交際費」の対象とはならず、「その他費用」として計上する必要があり、また、所得税法第89条の規定により所轄徴税機関に申告し、かつ、源泉徴収票をディーラーまたはクライアントに発行するものとされています。

当局は、営利事業者の費用の申告にあたって、関連法規定に合致しているかについて留意する必要があり、条件付きでディーラーまたはクライアントを旅行に招待する費用である場合には、その性質に基づき費用計上した上で、徴税機関の調査に備えるために支出に関する証明書類（例えば支出のエビデンス及び売買契約書）を保管しなければならない旨、注意喚起しています。

出典：財政部ホームページ（財政部高雄国税局 2024年4月10日）

<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=4cfbd77af2e843ecb82224a0adfa416>

交際費は、税法上、その定義及び計上範囲が定められています。また、交際費と混同しやすい費用として、旅費や広告宣伝費が挙げられます。

次のページでは、旅費、広告宣伝費及び交際費の範囲、限度額及び留意事項について、説明します。

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準

～事例を踏まえて～



旅費、広告宣伝費及び交際費の基本規定

	旅費	広告宣伝費	交際費
法根拠	営利事業所得税審査準則第74条	営利事業所得税審査準則第78条	営利事業所得税審査準則第80条
目的	会社の業務を遂行するための従業員の出張。	会社そのものや商品の良好なイメージや知名度の構築または商品のプロモーション。	業務環境の改善、業務上の交流関係の構築、双方向の交流で、贈呈品の贈与、食事や旅行の招待などが含まれる。
対象	従業員に支給され、かつ、訪問対象及び内容は業務と関連性を有する必要がある。	不特定の相手に対して支払われるもの。	特定の相手に対して支払われ、かつ業務と関連性を有する必要がある。
限度額の有無	宿泊代、交通費は実費で計上し、日当は決められた限度額により申告する。	計上限度額がなく、実費で計上する。	計上限度額がある。
税法に適合したエビデンス (要点抜粋)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問場所、訪問対象及び内容を詳しく記載した出張報告書。 2. 食事代・宿泊料・雑費: 国内のホテル業者からの宛名を記載した統一発票、普通領収書または旅行業者発行の代理収納及び支払領収書及び取引明細など。 3. 交通費: 国内線の飛行機を利用した場合は、航空券の控え(またはeチケット)及び搭乗券。上記証明書類を紛失した場合は、航空会社が発行した証明書を取得しなければならない。国際線の飛行機を利用した場合は、航空券の控え(またはeチケット)、搭乗券(または旅券の写し)及び航空券購入証明書(または旅行業者発行の代理収納及び支払領収書)や他の証明書類を取得しなければならない。電車及びタクシーは利用者(すなわち出張者)の証明をエビデンスとすることができる。高速鉄道を利用した場合、乗車券控えまたは購入証明をエビデンスとし、日帰りの場合は、利用者(すなわち出張者)の証明をエビデンスとすることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新聞雑誌の広告費は領収書を取得して、かつ広告サンプルを添付しなければならない(添付が困難である場合、リストを作成して、掲載した新聞社または雑誌名、日付あるいは発行番号・該当ページ番号を注記することができる)。 2. 広告、チラシ、ポスター、展覧会やチャリティーバザーへの参加、ラジオ、テレビ、車のリースによる宣伝、またはサンプルの発送は、統一発票、普通領収書または他の税法に適合するエビデンスを取得しなければならない。 3. 公益またはスポーツイベントへの賛助で広告の性質を有する各種の費用は、統一発票または他の税法に適合するエビデンスを取得して、かつイベント名及び営利事業者名を記載した関連する広告品を添付しなければならない。添付することが困難である場合は、写真で代替することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外部の食事の招待費用及び接待費用は、統一発票をエビデンスとしなければならない。統一発票の使用が免除される小規模営利事業者の場合は一般領収書を取得しなければならない。 2. 自ら食事を準備し招待する場合、担当者が購入した料理名及び価格を注記したリストをエビデンスとしなければならない。 3. 品物を購入して、交流目的の贈与を行った場合、統一発票または一般領収書をエビデンスとしなければならない。自社製品または商品を用いて贈与した場合は、帳簿に贈与した品物の名称、数量及び原価金額を記入しなければならない。

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準 ～事例を踏まえて～



旅費の限度額の計算方法

旅費の種類	台湾内旅費	台湾外旅費	
		宿泊代をエビデンスにより実費で精算する方法を自ら規定していない場合	宿泊代をエビデンスにより実費で精算する方法を自ら規定している場合 (中国大陆への出張には適用されない)
交通費	エビデンスに基づき実費で認定	エビデンスに基づき実費で認定	エビデンスに基づき実費で認定
宿泊代			
食事代・雑費(注1)	<p>董事長、総経理、マネジャー、工場長は、1人あたり一日NTD700元</p> <p>その他の従業員は1人あたり一日NTD600元</p>	中央政府の各機関の命令により海外各地区に出張する人員の生活費日当表における日当の金額に基づき計上・支給する	中央政府の各機関の命令により海外各地区に出張する人員の生活費日当表における日当の金額の50%に基づき計上・支給する

(注1)

財政部1983年3月30日台財税第32029号令の規定によると、営利事業者の従業員の出張日当、食事代、雑費が定められた計上限度基準を超過した部分は、給与所得に該当するものとし、実務上困難である場合、会社が従業員に当該費用を支払う際の所得税の源泉徴収を免除される場合を除き、所得税法第89条第3項の規定により徴税機関に対して該当所得の申告を行う必要があります。



旅費にかかる事例の紹介

出張手当の計上限度にかかる事例

A社では、従業員の出張及び旅費の管理方法を自ら規定しており、董事長が台湾内で出張をする場合、一日あたり食事代・雑費5,000元が支給されるものとされていました。

A社の董事長である甲氏の2020年度における台湾内出張日数は40日に達し、当該食事代・雑費の手当は合計200,000元となりました。

しかし、税法上、国内出張にかかる食事代・雑費の計上基準は、董事長の場合、一日あたり700元とされているため、A社の甲氏への食事代・雑費の支給額のうち、計上基準を超過した金額は172,000元〔(5,000元－700元)×40日〕となり、当該旅費限度額超過分は甲氏の給与所得に該当するものとされ、A社は規定により当該管轄の徴税機関に対して該当所得の申告を行う必要があります、その対応をすることになりました。

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準

～事例を踏まえて～



交際費の限度額の計算方法

会計士監査を受けている場合または青色申告の場合

通貨単位:NTD

	900万円 以下	3000万円 以下	4500万円 以下	1億5000万円 以下	6億円 以下	6億1元 以上
輸出業務	輸出業務により獲得した外貨決済収入の総額*2%					
運輸収入 純額	*0.7%	*0.6%+30,000		*0.5%+180,000		
販売純額	*0.6%	*0.4%+60,000		*0.3% +210,000	*0.15% +1,110,000	
仕入純額	*0.2%	*0.15%+15,000		*0.1% +90,000	*0.05% +390,000	
役員収入 純額	*1.2%	*0.8%+36,000		*0.6%+126,000		

普通申告の場合

輸出業務	輸出業務により獲得した外貨決済収入の総額*2%					
運輸収入 純額	*0.6%	*0.5%+30,000		*0.4%+180,000		
販売純額	*0.45%	*0.3%+45,000		*0.2% +195,000	*0.1% +795,000	
仕入純額	*0.15%	*0.1%+15,000		*0.05% +90,000	*0.025% +240,000	
役員収入 純額	*1%	*0.6%+36,000		*0.4%+126,000		

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準 ～事例を踏まえて～



交際限度額の算定例

例) 売上4億の他、役務収入が3千万、仕入額は2億である。会計士による税務監査を受けている。

単位: 新台幣元

事業規模	計算範囲	計算率	計算額
仕入 200,000,000	30,000,000元以下	2/1000	60,000
	30,000,001～150,000,000元	1.5/1000	180,000
	150,000,001～200,000,000元	1/1000	50,000
計			290,000
売上 400,000,000	30,000,000元以下	6/1000	180,000
	30,000,001～150,000,000元	4/1000	480,000
	150,000,001～400,000,000元	3/1000	750,000
計			1,410,000
役務収入 30,000,000	9,000,000元以下	12/1000	108,000
	9,000,000～30,000,000元	8/1000	168,000
計			276,000
算定限度額			1,976,000



国税局から公表されている交際費に関する事例



交際費にかかる事例の紹介

交際費と広告宣伝費の区分

A社は西洋薬の卸売に従事しており、2018年度の営利事業所得税確定申告において、広告宣伝費500万元を申告していました。

このうち300万元余りは業務に関連する分野にかかる専門医師の医学シンポジウム参加費用に対する賛助でありましたが、税務調査の結果、本費用は医学シンポジウムにて新しい医薬情報の提供と交流を通じて会社製品の情報を宣伝するための「特定の相手」に対する招待と認定され、交際費に該当するものとされました。

交際費に振り替えがなされた結果、税務上の交際費の限度額を超過した部分について、費用の否認がなされて追加課税されることになりました。

旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準 ～事例を踏まえて～



旅費、広告宣伝費及び交際費にかかるポイント及び留意事項



旅費精算にあたってのエビデンスについて

- ▶ 従業員が会社業務を遂行するための出張に使用されるもので、出張報告書には場所、訪問対象及び内容の詳細が記載され、かつ定められた限度額により日当を精算していることを確保する必要があります。



広告宣伝費の定義

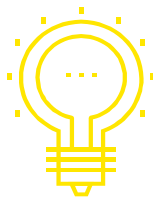
- ▶ 広告宣伝費は、会社自身または商品のイメージ構築やプロモーションを目的とし、不特定の相手を対象とする支払いである必要があります。広告宣伝費には限度額の制限はありませんが、統一発票、一般領収書や広告サンプルなどのエビデンスを取得の上で実費にて計上する必要があります。



交際費の計上限度額

- ▶ 業務上の交流関係の構築に使用されるもので、特定の相手に対する支払いであり、かつ業務に関連して、統一発票や普通領収書を取得する必要があります。申告の限度額があり、超過額は申告できません。

以上の通り、税務上のリスクを防ぐために、必ずすべての費用が関連する法令の規定に合致し、かつ税法に適合するエビデンスを取得したことを確保する必要があります。



本ニュースレターでは、旅費、広告宣伝費及び交際費について、事例及び基本事項を解説しましたが、不本意な当局からの指摘による税務リスクを低減するためには、すべての費用について、関連する法令規定に合致し、かつ税法に適合したエビデンスを取得し保管しておくことが必要です。

本ニュースレター以外にも台湾の税法ではさまざまな規定が定められております。さらに詳しく知りたい場合は、お気軽に弊所専門チームにお問い合わせください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長

02 2728 8876

Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2728 8870

yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2728 8872

sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2728 8875

chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2728 8873

anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師

04 3608 8681

jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 9688 8990

ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867

junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652

naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理

02 2757 8888 21191

yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理

02 2757 8888 20821

Takenouchi.Mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる 個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについては詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC NO.14008066
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

